

京都大学	博士（文学）	氏名	KITSNIK JOANNA
論文題目	Legitimising Inequality – Attitudes Towards Income Inequality in Comparative Perspective		
<p>（論文内容の要旨）</p> <p>この論文では、経済的に発展した国々のさまざまなレベルの不平等許容度の背後にあると考えられる原因のいくつかを検討し、1994年から2020年までの最近の四半世紀のあいだに所得の不平等の許容度がどのように変化したかを調べた。広い理論的枠組みの中でこの研究を位置づけると、社会経済的不平等を容認するという言説に関連する2つの重要な側面を組み合わせて検討しているという点にこの論文の特徴がある。最初に、本稿には、不平等を正常なものとみなしてしまう物語、あるいは「不平等の神話」として知られているものの拡散と受容が、ネオリベラル化とグローバリゼーションの、より広いプロセスの不可欠な部分となっていることを主張しているという特徴がある。</p> <p>第二に、不平等の神話を無視し得ない割合の人々が信じているが、このような神話に対する合意の背景には、自己利益が不平等な所得分配の許容に結び付くという現象があることを主張している。つまり利害関係が不平等の神話の受容を促進すると考える点に、本稿の特徴がある。このような基本的な視角のもとで、実際に国際比較の観点から所得の不平等にたいする許容度をモデル化するが、その際にこれらのパースペクティブの両方を適用し、所得の不平等の許容度が時間の経過とともにどのように変化したかを調べた。さらに、国レベルの客観的不平等と経済的繁栄が、個人レベルの所得不平等の許容度とどのように関係するのかについても考察した。</p> <p>本稿が提案した主な議論は、3つの部分で構成されている。第一に、不平等な所得分配の許容度によって捉えられるような経済的不平等の許容度は、中国、および日本では、1990年代の終り頃から2000年代の半ば頃までに上昇しているものの、2008年のいわゆるリーマンショック以降は下降している。このような不平等な所得分配への許容度の変化は、韓国では見られない。このように多少のトレンドの違いはあるものの、1994年から2020年の間に、不平等に対する許容度に影響を与える要因は、これらの国々の間で次第に類似するようになってきただけでなく、同時にその影響力を増したため、不平等な所得分配についてのさまざまな個人の間の許容度の違いはより明確になった。</p> <p>第二に、不平等を正常なものとみなしてしまう物語への合意は、不平等な所得分配への許容度を高めると予測されるが、個人の社会的地位は、許容される所得の不平等の程度に関する彼らの見解に影響を与えることは次第に少なくなってきた。したがって、個人の社会階層の中に占める主観的・客観的地位よりも、個人が社会経済的不平等の起源について考え、信じていること、およびこの知識に関連する規範的価値</p>			

値、たとえば、個人の責任、人生の結果および個人の成功に対する幸運と能力や業績の役割、および他の多くのもののほうが、所得分配の不平等に対する許容度への相対的影響力を増すようになっている。

第三に、個人が住んでいる社会の平均的な経済的豊かさや所得の不平等度のような文脈的要因は、許容される経済的不平等の程度に直接影響を与えないが、他の個人的要因を調整する効果を持つ。すなわち、社会人口学的変数や不平等の神話への同意の度合いが不平等の許容度に及ぼす影響は、国によって異なり、その国の一人あたりGDPや収入のジニ係数によって左右される。

次に、この論文の3つの分析の章のそれぞれから得られた結果を簡単に要約する。第3章では、経済的に発展した東アジアの4か国（日本、韓国、中国、台湾）のデータにもとづいて、社会的地位と認識された不平等を正常なものとみなす物語の両方が、不平等の許容度と正の相関関係にあるという議論を支持する経験的発見を提示した。

「不平等の神話」に同意することは、個人レベルでの所得の不平等に対する許容度を高めると予測できるだけでなく、社会的地位と関連する個人の自己利益よりも、不平等許容度に対して強い影響力を持つ。「不平等神話」を信じるものが持つ影響力の強さは、日本、韓国、中国、台湾の間で多少異なり、物語を正当化することによる不平等許容度の上昇は日本で最も強かった。

第4章では、経済的に発展した34か国のOECD諸国のデータにもとづいて、第3章で得られた調査結果の堅牢性を検証した。社会人口学的な要因や社会的地位と「不平等の神話」の支持が所得の不平等に対する許容度を高めることは、34か国の平均的な傾向として再確認された。文脈的要因、つまり国レベルの客観的不平等度と経済的繁栄の程度よりも、個人レベルの要因、すなわち、競争のメリットと個人の幸福に対する責任への信念のほうが、不平等な所得分配に対する許容度を高める効果が大きいことがわかった。

さらに、文脈的な要因、すなわち国レベルの所得の不平等度や経済的繁栄の程度も、不平等な所得に対する個人レベルの許容度を直接予測することはできないが、これらは、社会人口学的要因や、不平等神話の支持度の効果を調整する。言い換えれば、所得の不平等に対する許容度を説明する上では、国レベルの文脈的要因の効果は直接的ではなく、個人レベルの要因の効果を左右するという形で働くということがわかった。

第5章では、不平等な所得分配に対する許容度が、1990年代の後半から2010年代の後半にかけて日本、中国、韓国、米国でどのように変化してきたのか、検討した。また、所得の不平等に対して影響を及ぼす要因が時代とともにどのように変化してきたのかについても、これら4か国について検討した。1990年代の後半頃には、日本、中国、米国では所得格差の許容度の平均値は低かったが、韓国では高かった。時代によ

って許容度の平均は上下動しているものの、日中米の3カ国では所得格差の平均許容度の若干の上昇が見られ、韓国では減少している。すなわち、もともと所得格差に対する許容度が低かった国では若干の上昇が、もともと高かった国では低下が見られたため、これらの国々の間の平均的な許容度の違いが小さくなっている。

また、上記の約20年間で、不平等を正常な状態とみなす物語と社会的地位が所得不平等の許容度に及ぼす影響が、4カ国すべてで強まる傾向が見られ、国による影響力の違いも小さくなってきていると判断できる。すなわち、「不平等の神話」を信じることと所得の不平等の許容度との間に正の相関関係があることはすでに3章で確認したが、そのような傾向がこの20年間の間に強まっているということである。したがって、時間の経過に伴う所得の不平等の許容度の変化を考慮しても、個人の幸福に対する責任に同意することが、不平等許容度に及ぼす影響力が強まっていると言える。上記の4カ国で上のような影響力の上昇傾向を検出した。日本、米国、韓国、および中国では、不平等を正当化する物語に同意する傾向が高いため、不平等な所得分配の許容度が高くなる。一方、個人の雇用状況、性別、年齢の影響は、1990年代から2000年代半ば以降、不平等な所得分配の許容度ますます影響を及ぼさなくなっている。

論文の研究デザインは、規範的な価値だけでなく、不平等な所得分配を許容するという認識された現実を考慮に入れることによって、以前の研究では十分に解明されてこなかった点を解明した。また、経済的に発展した東アジア諸国における不平等に対する態度に関する経験的社会学的調査は特にまれである。日本、中国、韓国という限られた国を主な事例として入るが、これらの国々がかなり異なる政治的および社会経済的経路をたどっているにもかかわらず、不平等を正常化するようなイデオロギーがこれらの国々でかなり似通った効果を持つようになってきていることを検証できた。一方、第4章ではより大きな国のサンプルを適用することで、これらの関係が多くの国々に概ね一般化可能であることを示した。さらに、この研究デザインは、変化のより普遍的なモデルに焦点を当て、4カ国で類似の傾向があることを示した。こうして、この論文で行われた分析では、時間および国を超えた比較アプローチの両方を採用することにより、先行研究の欠点を克服することができた。

(論文審査の結果の要旨)

経済的不平等は、社会科学において重要な問題として多くの研究者の関心をひいてきた。社会学でも差別や教育機会の不平等、貧困などさまざまな角度からアプローチされている。このような経済的不平等を緩和する方策として、政府による所得の再分配などの政策が有効であることは広く認められているが、このような政策は有権者の支持がなければ維持し続けることは困難である。すなわち、不平等に関する一般市民の意見や態度が、投票行動、ひいては政府の政策にも影響を与えることはよく知られている。この論文は、このような経済的な不平等に関する世論がどのような要因によって影響を受けるのかについて研究したものである。

個人が経済的不平等に関して持つ態度には、さまざまな事柄が影響することが知られているが、この論文で特に注目されているのは、不平等の神話と呼ばれる一連の政治的イデオロギーである。不平等の神話とは、不平等を正当、あるいは正常なものと捉えることにつながるものの見方や考え方のことであり、様々な形態が考えられるが、本稿では主に3つのタイプが取り上げられている。

第一の不平等の神話は、不平等が社会に活力と経済成長を生む、という考え方である。経済的不平等は人々の創意工夫と努力を促進し、それが社会全体の利益につながるので、経済的不平等は必要悪として容認されるべきだ、といった議論がよく知られている。第二の不平等の神話は、結果の平等よりも機会の平等のほうが重要であるとする考え方である。重要なのは競争が公正、公平になされることであるから、差別や教育機会の不平等によってそもそもフェアな競争が歪められることがないようにすべきであるが、現代社会はこういった機会の不平等は限定的であり、努力すれば必ず報われるのであるから、競争の結果生じた経済的不平等は受容されるべきだとする考え方である。第三の不平等の神話は、経済的な結果の平等よりも個人の自由を保証することを最優先すべきであり、個人の自由な選択の結果としての不平等は受容すべきであるとする考え方である。平等と自由はトレードオフの関係にあるととらえ、特に経済活動の自由を尊重することを優先するためには、不平等は甘受すべきとされる。

Kitsnik氏は、これらの不平等の神話がさまざまな国々でどの程度機能しているかについて検討している。例えば第一の神話が機能しているとすれば、競争が社会にとって良いことだと考えている人は、経済的不平等を許容しやすいだろう。また第二の神話が機能しているとすれば、努力すれば必ず報われると考えている人ほど経済的不平等を受容しやすいはずである。このような予測が正しいかについて検討されている。

分析には、世界価値観調査の二次データが用いられている。世界価値観調査は1981年にスタートし、その後約5年毎に行われている繰り返し調査であり、最新の公開データでは、80カ国でおおむね共通の内容の調査がなされている。本稿ではそのうち、日本、韓国、中国のデータを主に分析しているが、それらの国での傾向がどの程度広範な国々でも共通するのか分析するために、比較可能であると判断した34カ国（主にOECD加盟国）との比較分析も4章で行っている。その結果、不平等の神話は非常に広範な

国々で機能していることが主張されている。

本稿の特徴として特筆すべきは、単に国際比較をしているだけでなく、特に注目する3カ国については、人々の経済的不平等に対する許容度や不平等の神話の働き方が、時代によってどのように変化したのか、1990年代の前半から2010年代の後半にいたる30年間にわたって検討している点にある。このような意識調査の国際比較に関しては、比較が本当に可能なのかをめぐって専門家の間で対立が続いているが、一国内での時点間比較が可能なことは、よほど時代が大きく変化しない限り、多くの研究者に認められている。それゆえ、経済的不平等の許容度が時代によってどのように変化したのか（例えば、中国では許容度が高まっている、とか韓国では下がっているといった変化のトレンド）については検討可能であり、このようなトレンドについても比較できる（例えば、中国と日本では許容度が高まっているが、韓国では下がっているといった比較ならできる）ことになる。本稿はこのようなトレンドの国際比較を行っている点に特徴があり、国際比較の困難を乗り越える興味深い試みとなっている。

分析の結果、日本、韓国、中国の3カ国での経済的不平等の許容度とこれをささえる不平等の神話の働きに収斂の傾向が見られると主張されている。すなわち、第一に、1990年代の初めには、中国でもっとも不平等許容度が低く、次が日本、そして韓国でもっとも不平等許容度が高かったが、時代による波動を経ながらも中国と日本では経済的不平等の許容度が上がり、韓国では下がったため、国による違いが減少しているとされる。第二に、不平等の神話の働き方は、1990年代のはじめには国による違いが目立ったものの、最近になるにしたがって国による違いが縮小してきているとともに、不平等を正当化する効果が強まっているとされる。

分析に用いられた世界価値観調査は時代や国によって調査内容や調査対象者、調査方法が少しずつ異なるため、これらを比較可能な形に整理するのは熟練した研究者でも容易なことではない。Kitsnik氏はこれに辛抱強く取り組み、意義のある成果を得ることができたと言える。また、上記のような不平等の神話の働きについては自明とも言えるが、実際には国や時代によって有効性に違いがあるという点は非常に興味深く、今後の研究を刺激する魅力がある。データを丹念に分析し、結果を解釈する力は十分に博士号の授与に値すると考えられる。文章や図表にはわかりにくい部分や、紋切り型でやや議論の浅い部分もあったが、これらの欠点は軽微であり、今後の研究の発展の中で解消されるものと考えられる。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。2022年1月27日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当分の間、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。